

政令第三百十号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第百十三条の二及び第百四十五条の二並びに附則第十四条の三第一項、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、並びに地方公務員等共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正す

る。

第二十八条第一項中「及び同法」を「同法」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に、「の納付額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付額」に改める。

第二十八条の二第一項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十九条の四を第二十九条の六とし、第二十九条の三の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十九条の四 各年度の法第百十三条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十九条の五 法第百十三条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の

五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合  
 には、次の表の上欄に掲げるこれらの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に  
 掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法第 百五十二条の 三第一項	前条	地方公務員等共済組合法第百十三条の二第一項
健康保険法第 百五十二条の 三第二項	厚生労働省令  各保険者	主務省令  地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合（次条及 び第百五十二条の五において「組合」という。）
健康保険法第 百五十二条の 四	保険者  出産育児一時金等  厚生労働省令	組合  地方公務員等共済組合法第百十三条の二第一項に規定する出産 費及び家族出産費  主務省令

高齢者の医療	健康保険法第 百五十二条の 五			高齢者の医療 の確保に關す る法律第四十 一条の見出し	高齢者の医療 の確保に關す る法律第四十 一条の見出し	
各保険者	保険者に	保険者の	保険者及び	保険者、	保険者	保険者 出産育児一時金等 第一百一条
各組合	組合に	組合の	組合及び	地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合（以下こ の条及び次条において「組合」という。）	組合	組合 地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費 同法第百十三條の二第一項

<p>の確保に関する法律第四十条第一項及び第二項</p>		
<p>高齢者の医療の確保に関する法律第四十条第三項</p>	<p>保険者</p>	<p>組合</p>

附則第三十条の二中「の納付を」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を」に改める。

附則第五十二条の六を削る。

附則第五十二条の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「及び同法」

とあるのは、「同法」と、「」を削り、「」及び同法」を「」並びに同法」に改め、同条を附則第五十二条の六とする。

(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項中「令和五年四月分」を「令和六年四月分」に、「令和四年五月三十一日」を「令和五年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年六月一日」を「令和五年六月一日」に、「四・八八五」を「五・〇一六」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百二十号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）」に、「令和三年六月一日」を「令和四年六月一日」に改める。

(令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正)

第三条 令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、本則の表中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・二七八」を「一・三二三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三一」を「一・三四六」に、「一・三二二」を「一・三四七」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(退職者給付拠出金に関する経過措置)

2 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一

条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「間、」とあるのは「間、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第 号。以下この条において「令和六年改正政令」という。）第一条の規定による改正前の」と、「（国民健康保険法）」とあるのは「（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法）」と、「納付額」と、「とあるのは「納付額」と、令和六年改正政令第一条の規定による改正前の」と、「納付」と、「とあるのは「納付」と、令和六年改正政令第一条の規定による改正前の」とする。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

3 令和六年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定す



る旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

## 理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、令和六年度における地方議会議員であった者に係る旧退職年金等の年金額の改定等を行う必要があるからである。